

広島県企業職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十五号

広島県企業職員等定数条例の一部を改正する条例

広島県企業職員等定数条例（昭和四十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「一、一九〇人」を「一、二八〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。